

茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（個人情報ファイル簿を作成する事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、届出に係る事項を告示するとともに、一般の閲覧に供さなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱うもの
- (2) 実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事項を専ら取り扱うもの（実施機関が行う職員の採用試験に関するものを含む。）

(不開示情報の期間の経過による開示)

第4条 実施機関は、法第82条第1項の規定に基づく一部開示決定又は同条第2項に基づく不開示決定により開示しないことができる保有個人情報であっても、期間の経過により開示しないことができる保有個人情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に

記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この条において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 28 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、写しの交付及び写しの送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。
(審査会への諮問)

第 6 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、茅野市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年茅野市条例第 18 号）第 2 条に規定する茅野市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例等について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の規則等を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第 7 条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(茅野市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 茅野市個人情報保護条例（平成 10 年茅野市条例第 25 号）は、廃止する。

(茅野市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の茅野市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第 15 条又は第 18 条から第 20 条の 2 までの規定によ

る請求がされた場合における旧条例第2条第7号に規定する文書等の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止及び特定個人情報の利用停止等（これらに係る旧条例第30条の規定による費用負担を含む。）については、なお従前の例による。

3 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為及び第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした違反行為に対する旧条例第9章に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第7条の規定により届け出られた個人情報取扱事務の届出は、本則第3条の規定による個人情報取扱事務の届出があったものとみなす。

（茅野市債権管理条例の一部改正）

第4条 茅野市債権管理条例（平成24年茅野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「茅野市個人情報保護条例(平成10年茅野市条例第25号)第2条第1号」を「茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年茅野市条例第17号)第2条第1項」に改める。